

農地法第3条の規程による許可申請書

*必要書類

農地法第3条許可申請書（届出）申込書 1部

※高屋西部土地区画整理地内の申請については提出不要

農地法第3条の規定による許可申請書 正副2部

※共通様式（岐阜県行政書士会の統一様式）が良い

添付書類

- 1 位置図（住宅地図のコピー等）
- 2 公図の写し
- 3 土地利用計画図（平面図）※施設園芸の場合
- 4 土地登記簿謄本（正は原本、副はコピー）
- 5 耕作証明書（町外の場合）←属地の農業委員会が発行
- 6 住民票（町外の場合）
- 7 通作地図（自宅から農地までの道順と距離）※譲受側が町内者の場合は省略

農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届出

*必要書類

農地法第4条許可申請書（届出）申込書 1部

※高屋西部土地区画整理地内の届出については提出不要

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 正副2部

※共通様式（岐阜県行政書士会の統一様式）で良い

添付書類

- 1 位置図（住宅地図のコピー等）
- 2 公図の写し
- 3 土地利用計画図（平面図）
- 4 土地登記簿謄本（正は原本、副はコピー）
- 5 建物建築の場合、家屋平面図

※芝原・春日地域は席田井水土地改良区の受益地域にて、地区除外の申請が必要になります。詳細は席田井水土地改良区（TEL058-322-3360）にお尋ねください。

※都市計画法第29条の開発許可を要する場合は、その許可を証する書面が必要です。

↑60条証明（許可不要）の場合添付は不要です。

※資材置き場等で一時転用を行う場合、土地登記簿謄本の権利部（乙区）に電力会社の地役権が設定されている場合は、電力会社に届出をする旨を伝えてください。

農地法第5条第1項第6号の規程による農地転用届出

*必要書類

- 農地法第5条許可申請書（届出）申込書 1部
- ※高屋西部土地区画整理地内の届出については提出不要
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 正副2部
- ※共通様式（岐阜県行政書士会の統一様式）で良い

添付書類

- 1 位置図（住宅地図のコピー等）
- 2 公図の写し
- 3 土地利用計画図（平面図）
- 4 土地登記簿謄本（正は原本、副はコピー）
- 5 法人が譲受人の場合、履歴事項全部証明書
個人なら住民票（土地の所有者が確認できないとき）
- 6 建物建築の場合、家屋平面図

※芝原・春日地域は席田井水土地改良区の受益地域にて、地区除外の申請が必要になります。詳細は席田井水土地改良区（TEL058-322-3360）にお尋ねください。

※都市計画法第29条の開発許可を要する場合は、その許可を証する書面が必要です。

↑60条証明（許可不要）の場合添付は不要です。

※資材置き場等で一時転用を行う場合、土地登記簿謄本の権利部（乙区）に電力会社の地役権が設定されている場合は、電力会社に届出をする旨を伝えてください。